
一般社団法人 愛知県現任保育士研修運営協議会

賛助会員規約

（目的）

第1条 この規約は、本法人が定款第6条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（賛助会員に対する事業）

第3条 本法人は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 年次報告書の送付
- (2) 本法人が作成又は発行する資料の提供・電子広告への会員情報の掲載および会員証発行
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（加入）

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本法人の承諾を得て、加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金（団体・法人10,000円、個人5,000円）を納付するものとする。

（会費）

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

- 2 年会費の額は、
団体・法人会員1口 10,000円とし、1口以上を負担するものとする。
個人会員1口 5,000円とし、1口以上を負担するものとする。
- 3 年会費については入会日に関わらず4月1日より翌年3月31日までのものとする。
（入会日に関わらず団体・法人会員1口 10,000円、個人会員1口 5,000円）
- 4 有効期限内に退会した場合、既納の賛助会費は返還されない。
- 5 入会金および会費の納入が確認された日から会員とみなす。

（退会）

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に届出て退会するものとする。

(除名)

第7条 本法人は、次に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めなく必要な事項は、理事会で決定する。